

# 青森県報

第二千九百四号

平成二十年  
三月七日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定	環境政策課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	健康福祉政策課	一
生活保護法による医療機関の指定	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出	同	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高齢福祉課	三
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	同	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	同	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	同	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	四
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	同	四
争議行為の通知の公表	労政・能力開発発課	五

地籍調査の成果の認証.....(農村整備課) 五

監査委員

包括外部監査結果に対する措置の公表.....(事務局) 五

## 告 示

青森県告示第百五十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和五十年七月二十九日環境庁告示第四十六号)の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課、青森市役所、今別町役場、蓬田村役場及び外ヶ浜町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

地域の類型	当 て は め る 地 域
	新幹線鉄道の軌道中心線から両側へそれぞれ三百メートル以内の区域のうち別図に表示した地域
	新幹線鉄道の軌道中心線から両側へそれぞれ三百メートル以内の区域のうち別図に表示した地域

青森県告示第百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	番町眼科	所在地又は住所	八戸市大字番町二五名久井サンポー トビル二階	廃止年月日	平成二〇・二・二
	サカ工業局布屋 とみざわ歯科医院		五所川原市布屋町五六 黒石市ちとせ一丁目一四七		二〇・一・三

青森県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	番町眼科クリニック フライン調剤薬局蔵館店	所在地又は住所	八戸市大字番町二五名久井サンポー トビル二階 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添一の一	指定年月日	平成二〇・三・一 二〇・一・一
--------	--------------------------	---------	--	-------	--------------------

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	事業所	名称	事業所	指定年月日
主たる事務所の所在地		所在地		

株式会社東 北産業	三戸郡五戸町大字 豊間内字地藏平一 の八六五	訪問看護ス テーション 売市訪問看 護サービス	八戸市大字売市字 左水門下一二の六 四〇五号	平成二〇・一・三
--------------	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	----------

青森県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	石亀歯科医院八戸	八戸市大字廿三日町七	平成二〇・三・一
変更後	石亀歯科まさる矯正歯科		
変更前	石亀歯科医院田子	三戸郡田子町大字田子字田 子三四の一	"
変更後	石亀歯科医院		
変更前	佐藤耳鼻咽喉科医院		
変更後	さとつ耳鼻咽喉科医院	弘前市大字田園四丁目七の 七	二〇・一・一

青森県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名 称	事 業 者
株式会社 東北産業	株式会社 東北産業	主たる事務所の 所在地	事 業 所
三戸郡五戸町大 字豊間内字地蔵 平一の八六五	三戸郡五戸町大 字豊間内字地蔵 平一の八六五	名 称	所 在 地
訪問看護 ステーション 販売市 訪問看護 サービス	訪問看護 ステーション 販売市 訪問看護 サービス	八戸市大字売市 字左水門下二二 の六〇 四〇五 号	変更年月日
八戸市売市一 丁目一の二七	八戸市売市一 丁目一の二七	平成二〇・二・一	

青森県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名 称	住 所
野呂 功	野呂 功	西津軽郡鰺 ケ沢町大字 赤石町字名 原二六三	住 所
あい接骨院	赤石整骨院	西津軽郡鰺 ケ沢町大字 赤石町字名 原二六三	施術所の名称
あい接骨院	赤石整骨院	西津軽郡鰺 ケ沢町大字 赤石町字名 原二六三	所 在 地
舞戸町字下 富田五三の一	舞戸町字下 富田五三の一	平成二〇・二・一	変更年月日

青森県告示第百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 人宏仁会	東津軽郡平内町 大字小湊字薬師 堂六三の二三	訪問介護	ケアサポー トステーション 清風荘	青森市大字新城 字福田三〇八の 二〇	平成 二〇・二・四
株式会社な ごみ	上北郡東北町字 上笹橋二三の五	訪問介護	ヘルパース テーション なごみ	上北郡東北町字 上笹橋二三の五	二〇・二・五
合同会社ま ごころ介護	弘前市大字樹木 一丁目六の五	訪問介護	まごころ介 護	弘前市大字樹木 一丁目六の五	"
有限会社竹 洞介護あし すと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 九三	訪問介護	ヘルパーポ ジションあ しすと	下北郡東通村大 字白糠字赤平六 九三	二〇・二・三

青森県告示第百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
六ヶ所福祉 サービス有 限会社	上北郡六ヶ所村 大字尾駮字家ノ 前九九の一五	訪問介護	ヘルパース テーション ここにこ	上北郡六ヶ所村 大字尾駮字家ノ 前九九の一五	平成 二〇・一・三

青森県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日
合同会社美銀	青森市奥野二丁目一〇の五	居宅介護支援事業所奥野	青森市奥野三丁目一〇の二〇	平成二〇・二・三
社会福祉法人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	ケアサポートステーション清風荘	青森市大字新城字福田三〇八の二〇	二〇・二・四
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	居宅介護支援事業所なごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	二〇・二・三
合同会社まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五	まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五	二〇・二・五

青森県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 日
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年 月 日

医療法人審美会	弘前市大字土手町一三三	医療法人審美会梅原歯科医院	弘前市大字土手町一三三	平成二〇・二・一
---------	-------------	---------------	-------------	----------

青森県告示第百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所		指 定 日
		名 称	所 在 地	
氏名又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防	ケアサポートステーション清風荘	青森市大字新城字福田三〇八の二〇	平成二〇・二・四
社会福祉法人宏仁会	介護予防	ヘルパーステーションなごみ	上北郡東北町字上笹橋二三の五	二〇・二・五
株式会社なごみ	介護予防	まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五	"
合同会社まごころ介護	介護予防	ヘルパーボジションあしす	下北郡東通村大字白糠字赤平六九三	二〇・二・三
有限会社竹洞介護あしす	介護予防			

青森県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日
六ヶ所福祉 サービス有 限会社	上北郡六ヶ所 大字尾駮字家 前九九の一五	上北郡六ヶ所 大字尾駮字家 前九九の一五	介護予防 訪問介護	ヘルパース テーション にここにこ	平成 二〇・一・三

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的  
医療労働者の大幅増員、労働条件の改善、賃金引き上げ等
- 二 争議行為をなす日時  
平成二十年三月十三日午前零時以降翌日に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所  
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部
- 四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

地籍調査の成果の認証

五戸町及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法

（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
五戸町	倉石又重	館向の一部 館神平の一部 鍋力スの一部
むつ市	美里町 十二林 緑ヶ丘の一部	

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成17年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第61項の規定により、措置の内容を公表する。

平成20年 3 月 7 日

青森県監査委員 林 忠 男

同 同 同 同 同  
鶴 賀 茂 世  
阿 部 内 之 保 留  
森 内 之 保 留

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
農産園芸課	野菜価格安定対策事業費補助	当該補助金は平成24年度を最終期に設定しているが、国が最終期を定めている野菜生産出荷安定資金造成	県内の関係機関・団体とも協議し、最終期をこれまでの平成24年度から平成21年度に改めた。



<p>れに気づかないケースもあると考えられる。ハード事業関係の補助金について、農林水産部全体として、主要な農機具、肥料、農薬等の取引相場を把握する何らかの情報センター機能が必要ではなからうか。</p>	<p>るよう指導を行った。市町村への指導については、事務検査等の際に併せて行った。また、平成19年3月に、新たに補助事業の進め、平成19年度わたため、平成19年度のハード事業の適正執行、及び市町村・事業実施主体等の指導に活用する。</p>	<p>意していく。</p> <p>平成19年度の県費単独造林補助事業では、査定係数制度を廃止した。</p>
<p>果樹振興費補助 支援助費補助</p> <p>基本的に、同一業者が同一条件で見積書を提出するものを作成提出するとは企業王ラブルに反する行為である。補助事業、県単事業（国庫事業、県単事業）をもつて異なる見積書が提出されることは到底許されるものではない。行政側も、そのような見積書をもつて予算を確保し、活動を促進することは適当ではないはず。</p> <p>また、この場合には見積り業者を2社しか入れていないが、原則として3社以上で行うべきものであった。</p>	<p>整備事業の実施にあつては、同様の事態を招くことのないよう、要望を把握する段階に価格が生じていることと内容を確認し、極端に価格差が生じていることとを精査することとした。格ただし、県による増につ誘導及び農家負担増加に、適正な範囲内で調整することとしている。</p>	<p>当初問伐促進事業費補助</p> <p>当補助事業において、査定係数制度を準用しているが、査定係数を乗じるといふ計算をしなければ、想定している実際の補助率がわからず不明瞭であり、また、同じ県費単独の造林補助事業であっても、査定係数制度が準用されているものとされたいないものがある。</p> <p>査定係数制度になじみのない県民の立場からは、補助事業の見直し、継続か終了かの判断、補助率の受当性判断など、財政にかかわる真に重要な検討に対する検証可能性が乏しいことから、少なくとも県費単独の、査定係数制度は導入すべきではないと考える。</p>
<p>林政課</p> <p>一般造林費補助</p> <p>標準経費と実績事業費を比較した結果、森林組合により実質補助率は、森林組合全体では、実質補助率に比べて、質補助率の方が高くなった。この結果について、森林組合が効率的な事業を執行しているのか、あるいは、標準単価の設定が高いのか断定はできない。質は、予定補助率と実質補助率を比較、分析する</p>	<p>基本的に、前年度実績に基づき単価を決定しているほか、平成18年度からは、さらに実態に合った補助金算定、平成18年度は平成16年度に比べて実質補助率は改善が図られた。</p> <p>今後とも森林組合の実情把握や予定補助率と実質補助率の比較、分析に努め、実態に即した補助制度となるよう絶えず留</p>	<p>水産振興課</p> <p>水産振興会補助</p> <p>補助金の交付先である興社団法人青森県水産振興会の平成16年度の状況は、事業費合計で290万円と僅少であり、管理費について310万円のうち200万円は青森県漁業協同組合連合会への事務委託費である。</p> <p>このよう団体に對して補助を継続することによりも、団体の存在意義を再検討し、県本体で実施できる事業であれば、そのした方が効率的である。存廃を含めた議論が必要と考える。</p>
<p>水産振興課</p> <p>水産振興会補助</p> <p>興社は、水産業関係機関と行政機関相互の連絡、意見調整機関として総合的な役割を担っており、昨今の漁業情勢に對する發揮が一層求められるものと考えている。したがって、今後も団体を存続し、水産業の振興に向けた事業を継続することとし、事業内容の見直しやコスト削減に努め、管理費を削減している。県としてできるよう、構成団体として運営に参画すること</p>	<p>水産振興課</p> <p>水産振興会補助</p> <p>興社は、水産業関係機関と行政機関相互の連絡、意見調整機関として総合的な役割を担っており、昨今の漁業情勢に對する發揮が一層求められるものと考えている。したがって、今後も団体を存続し、水産業の振興に向けた事業を継続することとし、事業内容の見直しやコスト削減に努め、管理費を削減している。県としてできるよう、構成団体として運営に参画すること</p>	<p>水産振興課</p> <p>水産振興会補助</p> <p>興社は、水産業関係機関と行政機関相互の連絡、意見調整機関として総合的な役割を担っており、昨今の漁業情勢に對する發揮が一層求められるものと考えている。したがって、今後も団体を存続し、水産業の振興に向けた事業を継続することとし、事業内容の見直しやコスト削減に努め、管理費を削減している。県としてできるよう、構成団体として運営に参画すること</p>

海区拠点整備型事業費補助	<p>青森県沿岸漁業の振興という点において本補助金には一定の公益性が認められるものと考えられ、また、過去において徐々に補助金も減額していることから、青森県栽培努力業振興協会による、経営の自立・独立化が実現することを強く期待したい。</p>	<p>し、補助金については、平成18年度をもって廃止した。</p>
地域水産物供給事業費補助金	<p>当補助金に関する工事入札率一覧表によれば、工事入札率が95%を越えるものが多かった。また、落札率と乖離率の関係を見ると、落札率が高い工事は概ね乖離率が小さいという関係が読み取れる。特に重力村においては、落札率が高止まり傾向にあり、全ての工事について乖離率が極めて小さかった。本事業に関する契約事務は市町村であるが、県としても適切な競争が働いているかどうか注視し、市町村に対して適切な助言を行う必要があるもの</p>	<p>社団法人青森県栽培漁業振興協会の経営の自立・独立化の実現のため、沿岸漁場整備開発事業に対する補助金（海区拠点整備型事業費補助）を削減して実施してきたこと、運営費補助金を受け実施してきたアロピ栽培事業との共通経費（電気料、燃料費、管理委託料等）の負担割合を見直し、管理運営費的経費を平成19年度から補助対象外として整理した。また、アロピ栽培事業に対する補助金は管理運営費的経費削減のため、平成19年度から廃止した。</p>
漁港・漁場整備課	<p>関係市町村の漁港関係に係る入札及び契約の透明性の向上と公正な競争を促進するため、今後の助言を行いながら、注視していくこととする。</p>	

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭